

入札説明書

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記連絡先に電話やメールで以下の項目をご連絡いただきますようお願いいたします。仕様等の急な変更の際にご連絡する場合がございます。

【連絡先】秋田労働局総務課会計第一係 久松宛 電話：018-862-6681

Mail：akitakaikai1@mhlw.go.jp

【連絡事項】① 入札件名 ② ダウンロード日 ③ 事業所名・担当者名 ④ 連絡先電話番号

秋田労働局の入札公告（令和6年12月9日付）に基づく入札等については、法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 秋田労働局総務部長 立花 剛

◎調達機関番号 017

◎所在地番号 05

2 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名

令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）

（単価契約）

(3) 調達件名の特質等 仕様書のとおり

(4) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(5) 実施場所 仕様書のとおり

(6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。

(基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、当局が提示する契約電力に基本料金単価(消費税込み)を乗じて得た額を15%減じた金額で算出すること。)

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

(8) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」で「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)の制度が適用される者にあつては、これに加入し、該当する制度の直近2年間(労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度)の保険料の滞納がないこと。

(6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入、需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組に関し、「秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO2排出量に関する基準」を

満たす者であること。

- (10) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと、また、事業の実施に当たって各種法令を遵守していること。
- (11) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

郵便番号010-0951 秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
秋田労働局総務部総務課会計第一係 電話 018-862-6681

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムに提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙2により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書を引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和7年1月30日（木）10時

（電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年1月30日（木）10時<電子入札と同一日時>

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号010-0951 秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
秋田労働局総務部総務課会計第一係 電話018-862-6681

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙5及び別紙5別添内訳書の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支

出負担行為担当官秋田労働局総務部長 殿と記載)及び「令和7年1月30日開札【令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給(高圧)(単価契約)】の入札書在中」と記入しなければならない。

- ④ 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和7年1月30日開札【令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給(高圧)(単価契約)】入札書在中」の旨記入し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)②宛に入札書の受領期限前日必着とし、かつ受領の確認をする必要がある。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 次に掲げる入札書は無効とする。
- ア 入札書に記名がされていないもの
 - イ 入札金額を訂正したもの
 - ウ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - エ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
 - オ 同一の者による入札が複数あるもの
 - カ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - キ 顕名を欠いた(契約当事者となるべき者の記載が無い)代理人によるもの
 - ク その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの
- ③ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。
- ④ 7の(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。技術資料の提出等をシステム上において行う場

合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙4の様式による代理委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年1月30日(木) 11時

秋田労働局 4階 事務室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は電子調達システムにより行うため、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。したがって、入札者又はその代理人の立ち会いは不要であるが、開札時刻には連絡できるようにしておくものとする。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す日時までに再度の入札を行うものとする。

また、紙による入札の場合においては、別途連絡するものとする。

6 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）に抵触する行為を行ってはならない。

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札説明会は、本説明書等をもってこれに代える。

(3) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書（別紙1-1）及び別紙1-2に必要書類を添付のうえ**令和7年1月29日(水) 12時(必着厳守)**

までに4(2)②入札書の提出場所に提出しなければならない。

なお、紙入札方式で参加資格が無いと認められた場合のみ、令和7年1月29日(水)16時までに電話等により通知する。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- ② この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書の提出時までに、支出負担行為担当官が指定する別紙6の誓約書及び別紙7の自己申告書を提出しなければならない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札参加者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を電話又は電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(5) 契約書等の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、別紙9による申請のうえ、紙による契約を締結することができる。ただし、入札参加申込み時に別紙2を提出している者は、別紙9を要することなく紙による契約の締結を可能とする。なお、紙による契約を締結する者は、次の「イ」～「エ」によることとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

別添契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書

を受理した日から30日以内に金額を支払う。

(7) 仕様等の質疑応答

仕様等の質問等については、令和7年1月9日(木) 15時までに別紙3の質問書により提出すること。なお、回答は令和7年1月15日(水) 15時までに秋田労働局総務部総務課前掲示板に掲示するとともに、質問提出者には個別に連絡することとする。

(8) 入札した者は、入札後この説明書、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) /03-4332-7803 (IP電話等の場合)
- ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②入札書の提出場所に連絡すること。

一般競争入札参加申込書

「令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）（単価契約）」の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、一般競争入札に参加いたしたく下記により申したいします。

記

1 件名

令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）（単価契約）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

○予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。

はい ・ いいえ

○令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における等級

（ ）等級 ※ 等級決定通知書の写を添付すること。

○社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が掌握するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の制度が適用される者にあつては、これに加入し、かつ該当する制度の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度）の保険料の滞納がない。

はい ・ いいえ

※はい の場合、別紙様式「保険料納付に係る申立書」を添付すること。

3 最低賃金（最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金）を超える額を労働者に支払うことを誓約する。

はい ・ いいえ

4 電子入札で参加する。 ※ いいえ の場合は、別紙2を添付すること。

はい ・ いいえ

5 代理人にて参加をする。 ※ はい の場合は、委任状（別紙4）を添付すること。

はい ・ いいえ

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険、（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに意義はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(住 所)

(名 称)

(代表者名)

支出負担行為担当官
秋田労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

「令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）（単価契約）」
に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記について、次のとおり提出します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業として登録されていることを証明
する書類の写し
- ② 別添の秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO2排出量に関する基準適合証
明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

TEL :

E-mail :

秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出基準
適合証明書

【令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用
する電気の供給（高圧）（単価契約）】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
秋田労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数	合計点	適・否
①	令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)				
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況 (単位: %)				
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 (単位: %)				
④	・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出、利用の取組	有・無			

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、仕様書別紙2により算出した値を記載すること。

注3) 2の「適・否」には各項目の合計点が70点以上の場合は「適」と、70点未満場合は「否」と記載すること。

注4) 「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注5) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注6) 秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出基準については、仕様書別紙2参照。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）（単価契約）

2 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）

- ・電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

政府電子調達(GEPS)の案内リーフレット(別添1)をご覧ください、ご利用をご検討願います。

宛先
秋田労働局総務部総務課 会計第一係 久松
メールアドレス : akitakaikai1@mhlw.go.jp

※受付締切（厳守） 令和7年1月9日（木）15時まで

質 問 書

件名 令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）（単価契約）

事業所名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	
質問事項			

委 任 状

(住所) _____

私は、 (氏名) _____ を代理人と定め、
下記事項に関する一切の権限を委任します。

入札及び見積について

契約締結について

※ 該当する項目にチェックを入れること。

記

(委任事項) 令和 7 年度秋田公共職業安定所外 1 0 施設で使用する電気の供給
(高圧) (単価契約)

令和 年 月 日

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長 殿

入 札 書

¥

(内訳) 別添のとおり

※ 別添の1 1 施設分の内訳書を併せて提出のこと。

件名： 令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）（単価契約）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を参照のうえ入札します。

令和 年 月 日

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長 殿

内 訳 書

別紙5－別添

【秋田公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 65kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 8,212kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 7,846kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 7,893kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 8,839kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 9,185kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 8,351kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 8,063kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 9,439kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 12,979kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 13,456kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 12,102kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 12,249kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【秋田公共職業安定所男鹿出張所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 35kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,634kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,149kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 1,944kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 2,373kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 2,767kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 2,312kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 1,946kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 2,618kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,189kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 3,927kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 3,682kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 3,826kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【能代公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 29kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,517kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,162kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 2,541kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 4,568kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 5,782kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 3,512kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,120kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 2,765kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 3,117kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 3,061kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 2,885kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 3,076kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【大館公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 40kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 3,028kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,716kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 3,677kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 6,195kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 7,171kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 5,117kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,845kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 3,718kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,476kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 4,606kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 4,300kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 4,373kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【大館公共職業安定所鷹巣出張所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 27kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,990kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,150kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 2,449kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 4,826kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 5,373kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 3,800kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,264kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 3,813kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,697kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 4,574kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 4,404kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 4,563kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【大曲公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 31kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,645kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,543kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 3,085kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 4,041kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 5,184kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 3,939kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,420kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 2,839kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 3,449kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 3,564kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 3,167kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 3,444kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【大曲公共職業安定所角館出張所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 23kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,426kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 1,988kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 1,924kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 2,286kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 2,743kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 2,084kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 1,935kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 2,904kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 3,603kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 3,758kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 3,666kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 3,779kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【本荘公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 27kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 3,485kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 3,238kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 3,366kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 4,429kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 5,798kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 4,556kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 3,251kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 3,684kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,499kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 4,900kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 4,675kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 4,749kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【横手公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 35kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 3,109kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,893kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 3,043kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 3,902kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 4,766kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 3,581kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,746kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 3,657kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,867kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 4,886kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 4,588kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 4,667kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【湯沢公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 18kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,796kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,529kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 2,528kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 4,079kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 4,683kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 3,708kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,630kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 3,443kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,820kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 5,244kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 4,696kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 5,034kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

内 訳 書

別紙5－別添

【鹿角公共職業安定所】

年 月	基本料金
令和7年4月 ～令和8年3月	@ _____ 円 × 21kW × 85% × 12月 = _____ 円 → ①

※基本料金は予定力率100%による割引を考慮し、15%減じた金額とすること。

年 月	電力量料金
令和7年4月	@ _____ 円 × 2,644kWh = _____ 円
令和7年5月	@ _____ 円 × 2,357kWh = _____ 円
令和7年6月	@ _____ 円 × 2,721kWh = _____ 円
令和7年7月	@ _____ 円 × 4,001kWh = _____ 円
令和7年8月	@ _____ 円 × 4,426kWh = _____ 円
令和7年9月	@ _____ 円 × 3,183kWh = _____ 円
令和7年10月	@ _____ 円 × 2,343kWh = _____ 円
令和7年11月	@ _____ 円 × 3,101kWh = _____ 円
令和7年12月	@ _____ 円 × 4,127kWh = _____ 円
令和8年1月	@ _____ 円 × 4,392kWh = _____ 円
令和8年2月	@ _____ 円 × 4,006kWh = _____ 円
令和8年3月	@ _____ 円 × 4,089kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 → ②

(A) ① + ② = _____ 円 (消費税込み)

(B) _____ 円 (消費税抜き)

- ※ 基本料金及び電力量料金の単価は消費税込みの金額を記入すること。
- ※ ①と②をそれぞれ計算し、この際に生じた端数は生かしたうえで①と②の合計を算出。算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を(A)に記載する。
- ※ (B)は(A)から消費税分を除いた合計額とする。
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。)
- ※ 各所属の(B)の金額の合計を入札書に記載すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日
住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は別紙様式の内容を記載した書面を添付すること。

（別紙様式については、所定の事項が記載されていれば、任意の様式を用いることも可）

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	氏名	生年月日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日
	(フリガナ)	年 月 日

(注) 役員等の範囲について

「誓約書」の1(1)の役員等に該当する者全員を記載すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令の違反を行っていることにより行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長 殿

電子契約によらない紙方式による契約を締結することについて

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
秋田労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用した電子契約の締結によることができないため、紙方式による契約を締結します。

記

1 入札案件名

令和7年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する電気の供給（高圧）
（単価契約）

2 政府電子調達システム(GEPS)による電子契約を締結できない理由

（具体的に記入）

3 電子契約への対応予定時期 令和 年 月頃

※本様式については、入札を電子により応札し、かつ、落札した者が、紙による契約書の締結を申請する場合に提出してください。

※政府電子調達（GEP）の案内リーフレット（別添1）をご覧ください、ご利用をご検討願います。

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記 URL をご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記 URL の FAQ をご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQ をご確認くださいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付ています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達 (GEPS)

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

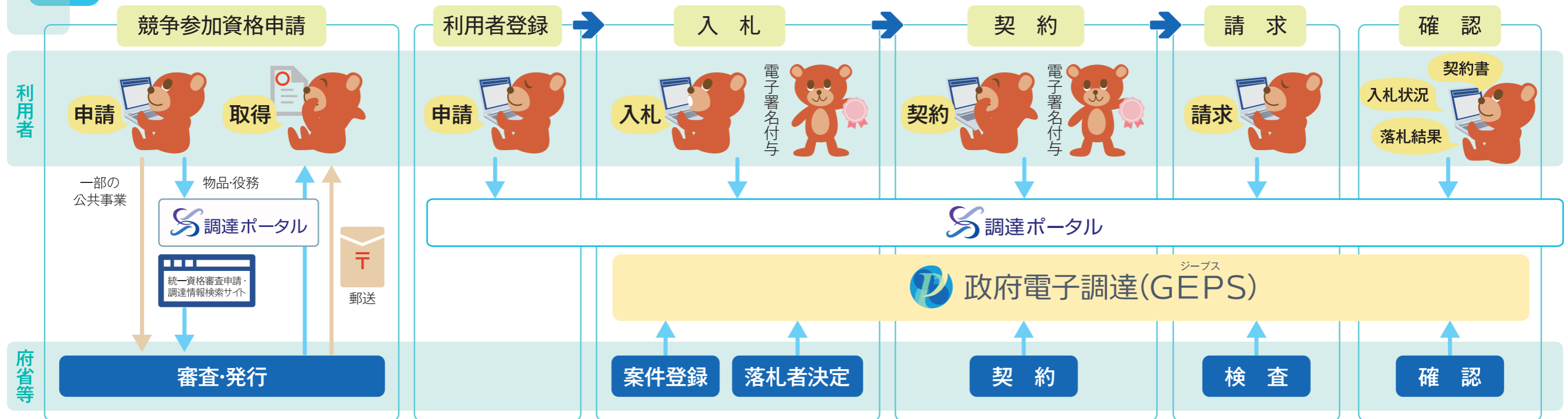
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。